

証券・金融商品あっせん相談センター

第39回 理事会

平成30年3月16日（金）13時～

第二証券会館 会議室

議 案

第1号議案 あっせん委員の再任について

第2号議案 運営審議委員会委員の選任について

第3号議案 平成29年4月～12月における紛争解決業務等の状況について

第4号議案 平成29年度事業計画実施状況及び平成29年度事業会計収支実績見込みについて

第5号議案 平成30年度事業計画案及び平成30年度事業会計収支予算案について

第6号議案 その他

以 上

平成 30 年 2 月 23 日

証券・金融商品あっせん相談センター
理事長 日野正晴 殿

あっせん委員候補者推薦委員会
委員長 岡田良雄

第 14 回あっせん委員候補者推薦委員会の審議結果について

平成 30 年 2 月 20 日に開催いたしましたあっせん委員候補者推薦委員会の審議結果について下記のとおりご報告します。

記

あっせん委員候補者の推薦について【審議結果】

- 次期あっせん委員候補者の推薦に当たり、現任あっせん委員のうち定年退任予定者である松山委員(大阪地区)を除く 37 名の再任について、当委員会が取りまとめたあっせん委員の再任に関する基本的な考え方(平成 24 年 2 月 29 日付け当委員会決定「あっせん委員の再任について」)に基づき、あっせんの実施状況、年齢、在任年数、あっせん手続利用者に対するアンケート調査結果の概要等の資料を参考に、検討した。
- 審議の結果、あっせんの実施状況、年齢、在任年数等を総合勘案して、佐脇委員(名古屋地区)及び大平委員(四国地区)について交代していただくこととし、その他の現任の委員 35 名については、引き続き再任という形であっせん委員候補者として推薦することを決定した。
- 松山委員(大阪地区)、佐脇委員(名古屋地区)及び大平委員(四国地区)の後任のあっせん委員候補者等については、次回に審議することとした。

以 上

あっせん委員名簿

平成 29 年 7 月 1 日
証券・金融商品あっせん相談センター

○ 北海道地区(2名)	祖母井 里重子
	田 中 燈 一
○ 東北地区(2名)	小野 浩 一
	真田 昌 行
○ 東京地区(16名)	池田 秀雄
	池永 朝 昭
	内田 実 実
	大谷 禎 男
	木崎 孝 孝
	児島 幸 良
	柴谷 晃 晃
	滝本 豊 水
	千葉 道 則
	野間 敬 和
	羽尾 芳 樹
	萩尾 保 繁
	松井 秀 樹
	松野 絵里子
	山口 健 一
	山本 正 正
○ 名古屋地区(4名)	江本 泰 敏
	川上 敦 子
	佐脇 敦 子
	堀口 久 久
○ 北陸地区(2名)	高木 利 定
	長澤 裕 子
○ 大阪地区(6名)	岸本 達 司
	塩野 隆 史
	瀧 賢太郎
	中村 隆 次
	松山 恒 昭
	山田 長 伸
○ 中国地区(2名)	寺垣 玲 玲
	山本 英 雄
○ 四国地区(2名)	大平 昇 昇
	藤本 邦 人
○ 九州地区(2名)	岡崎 信 介
	林 正 孝

(38名:敬称略)

あっせん委員推薦基準

証券・金融商品あっせん相談センター

(あっせん委員の選任要件等)

あっせん委員の選任にあたっては、あっせん業務規程第22条の規定に定めるほか、あっせん委員候補者推薦委員会からの推薦を受けたうえで、次の各号の要件を満たす者の中から選任する。

- ① 弁護士、裁判官又は検察官のいずれかの職に在職した期間が5年以上あること。
- ② 人格見識の高い年齢満40歳以上満75歳未満の者であること。
- ③ 金融商品取引に関する知識のあること。
- ④ あっせんで独立して行う能力があること。

(あっせん委員の再任)

あっせん委員の再任にあたっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、当該状況について十分勘案の上、慎重に判断する。

- ① 心身の故障のため、あっせん業務の遂行に支障がある場合
- ② あっせん委員たるにふさわしくない非行があった場合
- ③ あっせん委員が兼ねている他の業務が多忙である等により、あっせん委員の職務の従事に著しい制限がある場合
- ④ あっせん委員の在任期間が5年を超える場合

あっせん委員の再任について

平成 24 年 2 月 29 日
あっせん委員候補者推薦委員会

あっせん委員の再任については、下記の基本的な考え方に基づいて判断するものとする。

- 1 あっせんの実施状況のほか、年齢、在任年数、略歴等を総合的に勘案する。
- 2 平成 24 年 7 月以降に新たに委嘱をするあっせん委員については、再任の上限を 10 年とする。
- 3 上記 2 に伴い、在任年数の長い委員について、上記 1 の諸要素のほか、各地区の事情や地区別バランスも考慮しつつ、順次、交代について検討することとし、在任年数 10 年以上の委員を中心に、今後 5 年以内に定年退任者のほか 10 名程度の交代を図ることを目安とする。
具体的には、毎年度、東京大阪地区、その他地区から 1 名程度の交代を図ることを目安とする。
- 4 定数が 2 名の地区にあっては、委員の同時交代を回避するものとする。

運営審議委員会委員の選任について(案)

平成 30 年 3 月 16 日
証券・金融商品あっせん相談センター

大久保 委員（一般社団法人 投資信託協会 副会長・専務理事）、林 委員（株式会社三菱東京UFJ銀行 常務執行役員）及び堀 委員（野村證券株式会社 経営役）は、平成 30 年 3 月 31 日をもって運営審議委員会委員を辞任されることとなった。これに伴い、次のとおり、後任の運営審議委員会委員を選任することとしたい。

候補者名	会社・役職名	就任予定日 (任期期限)
杉江 潤	一般社団法人 投資信託協会 副会長・専務理事	平成 30 年 4 月 1 日 (平成 30 年 6 月 30 日)
浅野 眞吾	株式会社みずほ銀行 常務執行役員	平成 30 年 4 月 1 日 (平成 31 年 3 月 31 日)
矢野 公司	野村證券株式会社 執行役員	平成 30 年 4 月 1 日 (平成 30 年 6 月 30 日)

(敬称略)

(注) 運営審議委員会規則第 3 条第 3 項の規定により、運営審議委員会委員の任期は、就任の日から 1 年となっております。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となっております。

以 上

平成29年4月-12月における紛争解決業務等の状況について

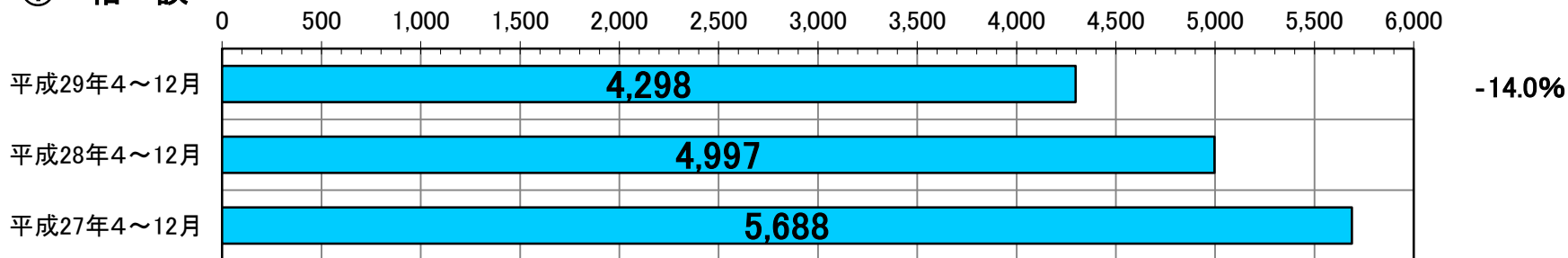
平成30年3月16日



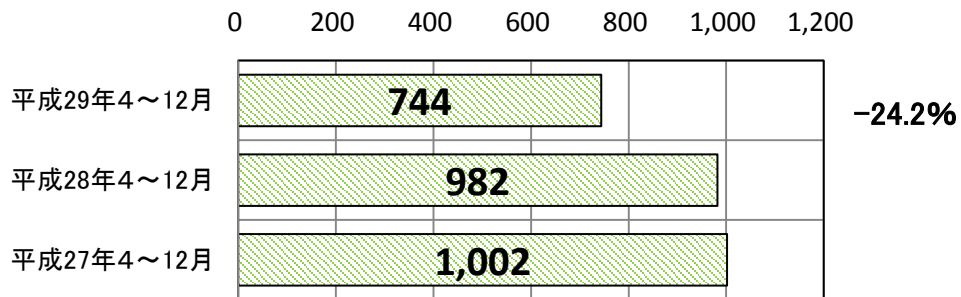
平成29年4～12月の相談、苦情、あっせんの状況について

1. 平成29年4～12月の相談、苦情、あっせん申立て件数

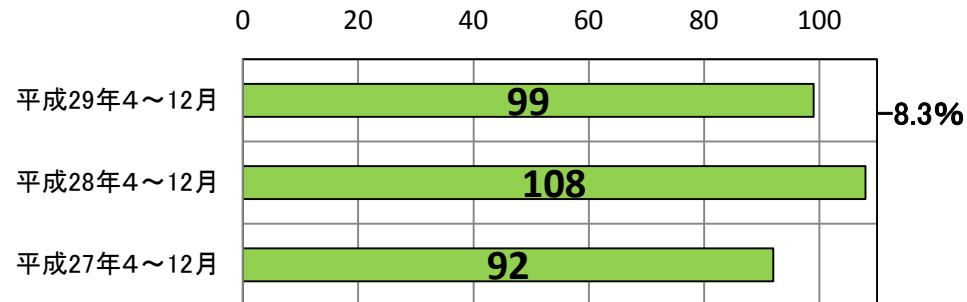
① 相談



② 苦情



③ あっせん申立て



概況:

前年同期に比べ、相談、苦情、あっせん申立ては減少しました(それぞれ-14.0%、-24.2%、-8.3%)。

2. 平成29年4～12月の相談、苦情、あっせん申立ての内容別内訳

① 相談

類 型	平成29年 4～12月		平成28年 4～12月	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
制度	2,020	47.0	1,836	36.7
うち証券会社	1,155	26.9	939	18.8
センター業務	245	5.7	287	5.7
取引制度	192	4.5	133	2.7
勧誘	278	6.5	474	9.5
うち説明義務	104	2.4	181	3.6
適合性	79	1.8	128	2.6
強引	61	1.4	100	2.0
売買取引	673	15.7	1,092	21.9
うち売買一般	349	8.1	744	14.9
取引制度	164	3.8	198	4.0
扱者主導	48	1.1	46	0.9
事務処理	610	14.2	700	14.0
投資運用	28	0.7	26	0.5
投資助言	45	1.0	32	0.6
その他	644	15.0	837	16.8
合 計	4,298	100	4,997	100

概況：

制度に関する相談のうち、主なものは証券会社に関する相談（相談窓口の問い合わせを含む。）1,155件、当センターの業務に関する相談245件、取引制度に関する相談192件などです。

なお、相談には、当センターの対象でない事項に関する相談を含みます。

2. 平成29年4～12月の相談、苦情、あっせん申立ての内容別内訳

② 苦 情

類 型	平成29年4～12月		平成28年4～12月	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
勧誘	242	32.5	360	36.7
うち説明義務	90	12.1	166	16.9
適合性	63	8.5	56	5.7
強引	46	6.2	55	5.6
売買取引	254	34.1	366	37.3
うち売買一般	132	17.7	207	21.1
無断売買	34	4.6	59	6.0
扱者主導	26	3.5	30	3.1
事務処理	112	15.1	141	14.4
投資運用	7	0.9	4	0.4
投資助言	15	2.0	9	0.9
その他	114	15.3	102	10.4
合 計	744	100	982	100

③ あっせん申立て

類 型	平成29年4～12月		平成28年4～12月	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
勧誘	75	75.8	77	71.3
うち説明義務	32	32.3	37	34.3
適合性	30	30.3	30	27.8
誤った情報の提供	8	8.1	2	1.9
売買取引	18	18.2	29	26.9
うち無断売買	3	3.0	5	4.6
システム障害	2	2.0	6	5.6
過当売買	2	2.0	4	3.7
事務処理	2	2.0	1	0.9
投資助言	4	4.0	1	0.9
投資運用	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	99	100	108	100

概況：

苦情やあっせん申立ての内容では、引き続き、勧誘時の説明義務や適合性（勧誘する商品等が顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的に照らして適当であるかどうかということ）に関する苦情やあっせんが多くなっています。

3. 平成29年4～12月の相談、苦情、あっせん申立ての商品別内訳

商品の種類	相 談				苦 情				あっせん申立て			
	平成29年4～12月		平成28年4～12月		平成29年4～12月		平成28年4～12月		平成29年4～12月		平成28年4～12月	
	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)
株式	1,418	33.0	1,685	33.7	302	40.6	332	33.8	35	35.4	39	36.1
債券	336	7.8	600	12.0	123	16.5	227	23.1	24	24.2	26	24.1
投資信託	583	13.6	844	16.9	135	18.1	232	23.6	21	21.2	30	27.8
有価証券デリバ ティブ	25	0.6	30	0.6	13	1.7	15	1.5	2	2.0	-	-
金融先物	244	5.7	306	6.1	51	6.9	72	7.3	10	10.1	7	6.5
C F D	37	0.9	26	0.5	12	1.6	16	1.6	4	4.0	2	1.9
その他のデリバ ティブ	2	0.0※	2	0.1※	6	0.8	2	0.2	3	3.0	1	0.9
ラップ	47	1.1	70	1.4	13	1.7	28	2.9	-	-	3	2.8
第2種関連商品	54	1.3	39	0.8	12	1.6	8	0.8	-	-	-	-
その他	1,552	36.1	1,395	27.9	77	10.3	50	5.1	-	-	-	-
合 計	4,298	100	4,997	100	744	100	982	100	99	100	108	100

※ 構成比の数値は、小数点2位以下を四捨五入している。

(注) 金融先物には、F X(外国為替証拠金取引)や通貨オプション取引を含みます。有価証券デリバティブは株価指数先物取引等です。C F Dは差金決済取引のうち一定のものをいいます。その他のデリバティブには通貨スワップ取引や金利スワップ取引を含みます。第2種関連商品とは集団投資スキーム取引等(匿名組合ファンドの募集等)をいいます。

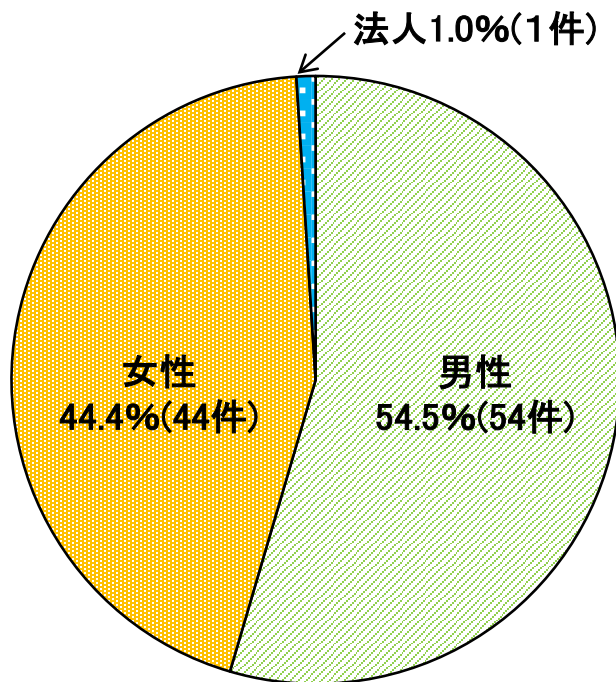
概況：

商品別の内訳では、相談、苦情及びあっせんともに、株式の割合が高く(それぞれ33.0%、40.6%、35.4%)なっています。

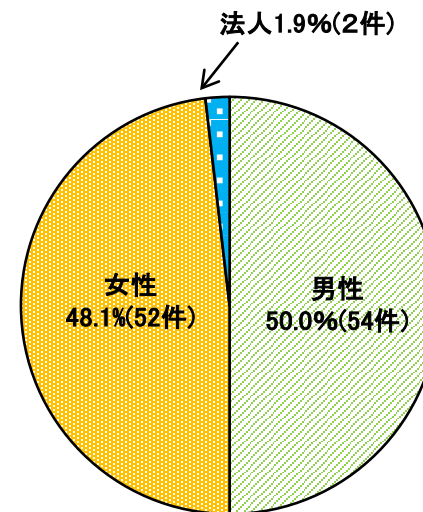
4. 平成29年4～12月のあっせん申立てについて

(1) あっせん申立て者の個人（男/女）・法人別状況

<平成29年4～12月（99件）>



<【参考】平成28年4～12月（108件）>



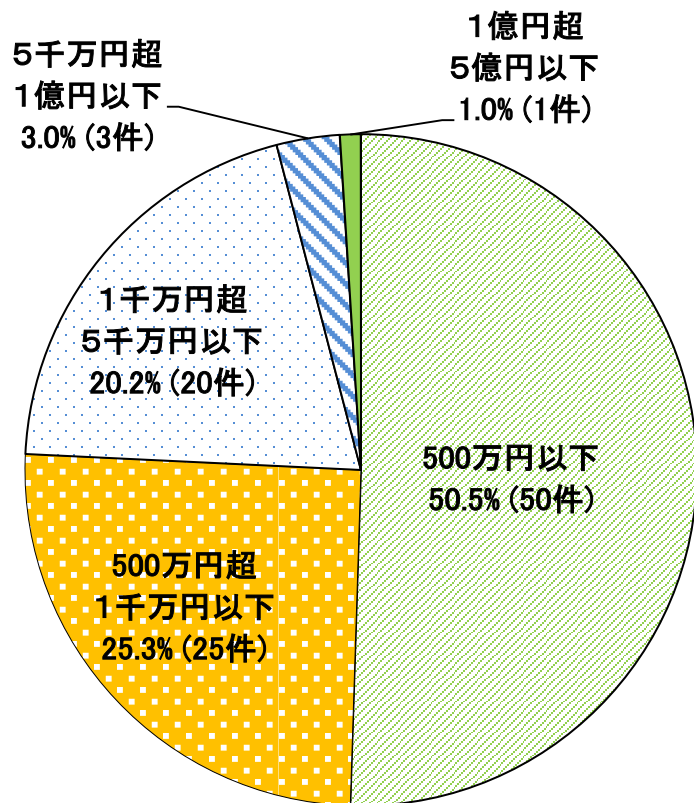
概況:

あっせん申立ての個人(男性/女性)・法人の内訳は、男性54.5%(54件)、女性44.4%(44件)、法人1.0%(1件)となっています。

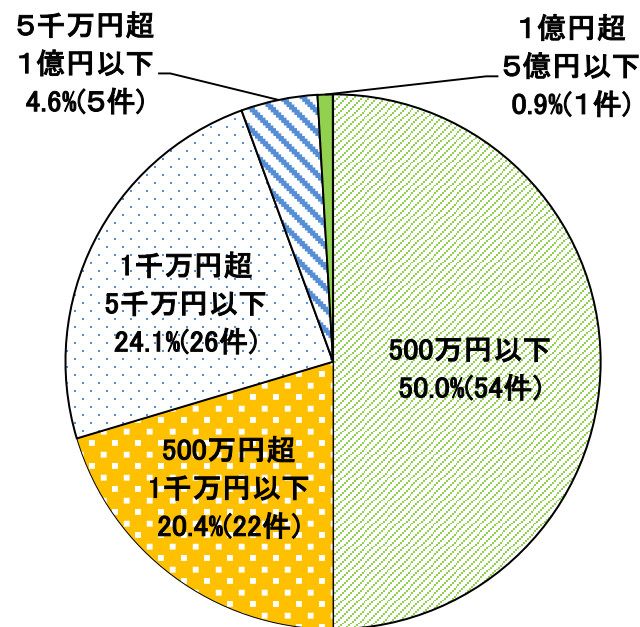
4. 平成29年4～12月のあっせん申立てについて

(2) あっせん申立てにおける請求金額の分布

<平成29年4～12月(99件)>



<【参考】平成28年4～12月(108件)>



概況：

あっせん申立ての請求金額の分布は、500万円以下が50.5%（50件）を占め、500万円超 1千万円以下が25.3%（25件）となっています。結果、1千万円以下が全体の約4分の3を占めています。

5. 平成29年4～12月のあっせん終結事案について

(1) 概況

	平成29年4～12月	平成28年4月-12月
期初未済件数	38	40
新規申立件数	99	108
終結件数	113 (3)	130 (10)
期末未済件数	24	18

※()内は取り下げ等の件数。

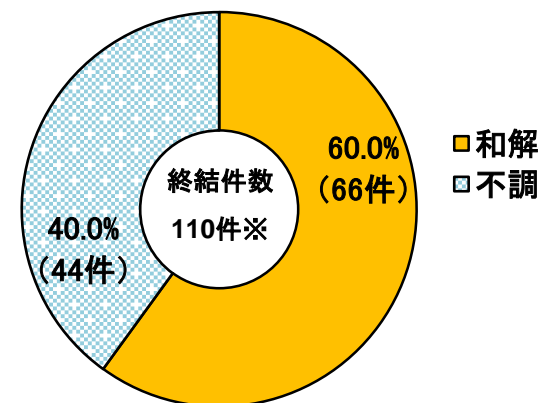
(2) あっせん開催回数（取り下げを除く）

	平成29年4-12月 (110件)	平成28年4月-12月 (120件)
1回	91	109
2回	16	11
3回	2	-
4回	1	-
平均開催回数	1.2	1.1

概況：

平成29年4～12月に終結したあっせんの件数は合計113件で、その内訳は、和解66件、不調44件、取り下げ等3件で、取り下げ等を除く終結件数に占める和解件数の割合（和解率）は60.0%でした（前年同期50.8%）。取り下げ等を除く終結件数のうち、あっせん開催回数1回の事案91件、2回の事案16件で、3回の事案2件、4回の事案1件で、平均開催回数は1.2回でした（前年同期1.1回）。

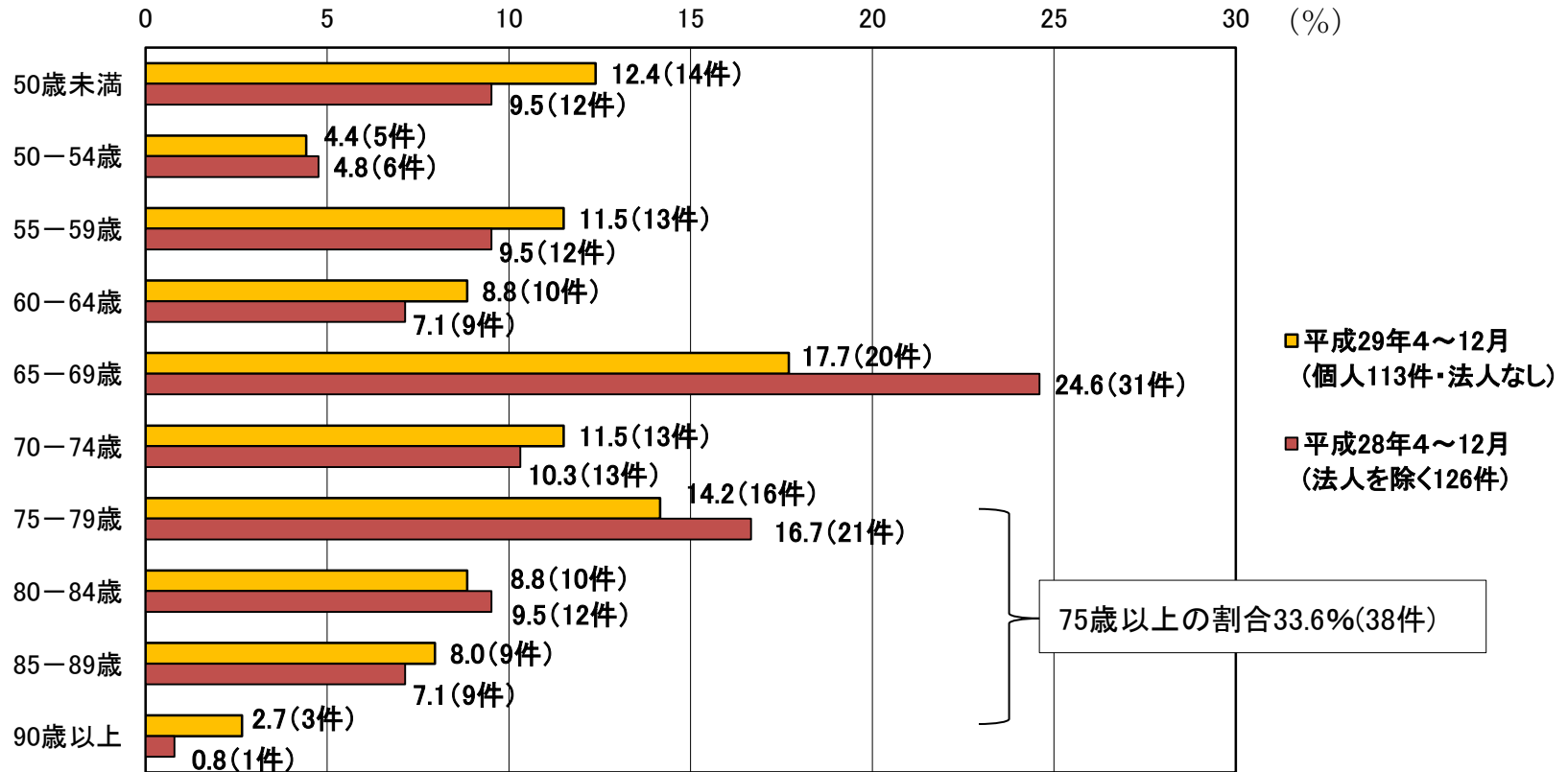
【参考】 取り下げ等を除く終結結果



※取り下げ等の件数(3件)を除く。

5. 平成29年4～12月のあっせん終結事案について

(3) 年齢別内訳



概況：

平成29年4～12月の個人のあっせん終結事案(113件)における申立人のうち、75歳以上の高齢者の割合は33.6%、38件(前年同期は34.1%、43件)となりました。

平成 29 年度 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）における事業計画実施状況

平成 30 年 3 月 16 日

証券・金融商品あっせん相談センター

事業計画	実施状況																
<p>【1】相談苦情及び紛争解決業務の実施</p> <p>○ 金融ADR制度の趣旨にのっとり、金融商品取引業者等とその顧客である利用者との間の紛争等について、相談、苦情処理及び紛争解決業務を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談、苦情及びあっせんの受付状況（平成 29 年 12 月末現在） <table border="1" data-bbox="651 548 1481 734"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29 年 4 月～12 月末累計</th> <th>前年同期</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談</td> <td>4,298</td> <td>4,997</td> <td>▲14.0%</td> </tr> <tr> <td>苦情</td> <td>744</td> <td>982</td> <td>▲24.2%</td> </tr> <tr> <td>あっせん</td> <td>99</td> <td>108</td> <td>▲8.3%</td> </tr> </tbody> </table>		平成 29 年 4 月～12 月末累計	前年同期	増減	相談	4,298	4,997	▲14.0%	苦情	744	982	▲24.2%	あっせん	99	108	▲8.3%
	平成 29 年 4 月～12 月末累計	前年同期	増減														
相談	4,298	4,997	▲14.0%														
苦情	744	982	▲24.2%														
あっせん	99	108	▲8.3%														
<p>【2】あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組み</p> <p>○ あっせん業務研究会で意見交換を行うなど、あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組みを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> あっせん業務の資質向上及び意見交換等を目的とした「あっせん業務研究会」の開催（平成 29 年 7 月：東京会場、同 8 月：大阪会場） 相談、苦情及びあっせん業務における相談員の資質の向上を図るため、相談・苦情処理・紛争解決業務の実務対応に関する研修（最近の相談・苦情処理の対応例と留意点、苦情相談記録書の作成上の留意点、ラップ取引の現状等、つみたて NISA の概要など）を行ったほか、金融庁金融トラブル連絡調整協議会の議論等の周知を図った。 																
<p>【3】紛争解決業務の情報提供</p> <p>○ 金融商品に係るトラブルの未然防止及び金融商品取引業者等のコンプライアンス態勢の充実に資する観点から、苦情処理、あっせん状況について適切に情報提供を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種統計及びあっせん状況等をホームページ上に公表 毎月、事業者と顧客間の紛争に関する未然防止・再発防止に役立てるため、参考となる事例、典型的な事例を取りまとめた「あっせん事例集」を日本証券業協会の協会員に対し提供 同種の苦情の再発防止を図るため、業務を巡って投資者より申出のあった苦情の中から、注意を要すると思われる事例を「苦情事例の概要」として四半期毎（6 月、9 月、12 月、3 月）に取りまとめ、日本証券業協会の協会員に対し提供 日本証券業協会主催の自主規制規則に基づく研修（内部管理統括責任者研修等）への講師派遣…計 6 回 日本証券業協会協会員等の社内研修への講師派遣…計 7 回 投資信託協会に対し、苦情及びあっせんの対象となった具体的商品名について毎月提供…計 10 回 																

事業計画	実施状況
<p>【4】他のADR機関、自主規制団体等との緊密な連携</p> <p>○ 他のADR機関並びに自主規制団体である委託元団体（日本証券業協会、投資信託協会、日本投資顧問業協会、金融先物取引業協会及び第二種金融商品取引業協会）等との緊密な連携を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託元団体との定期的な情報交換の実施 ・ 指定紛争解決機関（全国銀行協会、日本損害保険協会、生命保険協会等）の担当者との間で情報交換を適宜実施 ・ 全国銀行協会相談室と相談、苦情処理等に関する意見交換会を実施（平成29年9月） ・ 日本取引所と相談、苦情処理等に関する意見交換会を実施（平成29年9月） ・ 国民生活センターとの間で情報交換を実施（平成29年12月） ・ 金融庁の金融ADR連絡協議会及び金融トラブル連絡調整協議会に参加 ・ グローバル金融連携センター（GLOPAC）に講師を派遣（平成29年4月） ・ JICAアジア地域証券取引所整備研修に講師を派遣（平成29年10月） ・ アジア証券人フォーラム研修セミナーに講師を派遣（平成29年10月） ・ 茨城県消費生活センター相談員研修に講師を派遣（平成30年1月）
<p>【5】普及啓発活動の実施</p> <p>○ 当センターのホームページの活用等により、当センターの意義、役割の周知及び活動内容の理解浸透に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機関誌「FINMAC」の発行（平成29年7月、29年12月：ホームページ上にて公表） ・ Webを利用した広告の実施（日経電子版のバナー広告、Yahoo・Googleでの検索によるリスティング広告（平成30年1月～3月）） ・ 雑誌（文藝春秋）への広告掲載（平成30年2月号、3月号） ・ 茅場町駅電飾看板を掲示（平成29年10月～平成30年9月） ・ 日本ADR協会主催シンポジウム「ADRによる紛争解決 到達点と可能性～ADR法施行10年を迎えて～」に参加（平成29年11月） ・ 明治大学法科大学院「市民のための金融商品取引法寄付講座」で講義（平成29年12月）
<p>【6】業務の質の向上に向けた継続的な取組み</p> <p>○ 金融庁の金融トラブル連絡調整協議会及び金融ADR連絡協議会における議論等も踏まえつつ、当センターにおける理事会、運営審議委員会、あっせん委員候補者推薦委員会及びあっせん業務研究会等での審議、意見交換や利用者アンケート調査の活</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員の選任過程の透明性を高めるため、理事長の諮問機関である「あっせん委員候補者推薦委員会」を開催（平成29年4月、平成30年2月） ・ あっせん業務研究会の開催（前掲） ・ あっせん最終結果の概要を全あっせん委員に配付 ・ 証券取引等の適合性等に関する判例一覧を作成し、全あっせん委員に配付。あっせん事例集を全あっせん委員に配付 ・ 理事会及び運営審議委員会等の外部有識者の意見を反映させた業務運営を実施 ・ あっせん利用者から信頼感、納得感を得られるあっせん手続を提供

資料 4 - 1

事業計画	実施状況
用、検証の実施等を通じ、当センターの業務全般の質の向上に向けて継続的な取組みを行う。	<p>するため、利用者に対し、アンケート調査を実施（平成 23 年 9 月～）。平成 29 年 9 月までの 1 年間の実施状況をとりまとめ、あっせん業務研究会、運営審議委員会及び理事会に報告。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「平成 28 年度の紛争解決業務等実施状況についての検証」、「平成 29 年度上半期における紛争解決業務等実施状況の検証」を運営審議委員会及び理事会に報告。・ 苦情相談・あっせんシステムの機能拡充。

以上

平成29年度「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」事業会計収支実績見込
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

平成30年3月16日
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

科 目		金 額 (単位：千円)	
I	経常収入の部		
1	会費収入		
	正会員会費収入	99	
	賛助会員会費収入	500	599
2	助成金収入		
	資本市場振興財団	95,000	95,000
3	苦情相談・あっせん事業収入		
	諸団体負担金	176,922	
	第2種金融商品取引業者負担金	53,000	
	あっせん利用負担金収入	8,050	
	あっせん申立金収入	1,701	239,673
	経常収入合計 (A)		335,272
II	経常支出の部		
1	事業費		
	相談、苦情解決及びあっせん事業支出	252,300	
	情報提供及び広報事業支出	11,391	263,691
2	管理費		
	役員報酬等	27,300	
	事務局運営費	17,650	
	賃借料	41,826	
	諸謝金	480	87,256
3	予備費		0
	経常支出合計 (B)		350,947
III	その他資金収入の部		
	その他資金収入合計 (C)		2
IV	その他資金支出の部		
	その他資金支出合計 (D)		0
V	当期収支差額 (A-B+C-D) (E)		-15,673
	期首資金有高 (F)		43,271
	当期収支差額 (E)		-15,673
	期末資金有高 (F+E) (G)		27,598

平成29年度特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター事業会計収支実績見込

平成30年3月16日

(単位: 千円)

科 目	29年度予算	同実績見込	差額 (実績見込-予算)	備 考
I 経 常 収 入 の 部				
1 会費収入	596	599	3	
正会員会費収入	96	99	3	正会員1名増
賛助会員会費収入	500	500	0	
2 助成金収入	95,000	95,000	0	
資本市場振興財団	95,000	95,000	0	
3 苦情相談・あっせん事業収入	245,392	239,673	-5,719	
諸団体負担金	192,192	176,922	-15,270	
第2種金融商品取引業者負担金	42,000	53,000	11,000	利用登録社減少数が見込みより緩やか
あっせん利用負担金収入	9,500	8,050	-1,450	あっせん動向を反映
あっせん申立金収入	1,700	1,701	1	あっせん動向を反映
経常収入計 (A)	340,988	335,272	-5,716	
II 経 常 支 出 の 部				
1 事業費	263,850	263,691	-159	
◎相談、苦情解決及びあっせん事業支出	252,350	252,300	-50	
人件費等	159,800	154,449	-5,351	
相談員研修費用等	800	759	-41	
事務運営費	37,650	43,768	6,118	あっせんシステム改修費等
あっせん委員報酬・旅費等	42,000	40,773	-1,227	あっせん動向を反映
相談員旅費及び会場費	4,500	4,821	321	あっせん動向を反映
あっせん等に係る諸費用	7,600	7,730	130	
◎情報提供及び広報事業支出	11,500	11,391	-109	
広告宣伝費	7,900	7,924	24	雑誌、WEB広告等
情報提供費	3,600	3,467	-133	
2 管理費	87,900	87,256	-644	
役員報酬	28,900	27,300	-1,600	
事務局運営費	16,000	17,650	1,650	大阪事務所セキュリティ強化工事等
賃借料	42,400	41,826	-574	東京事務所の移転
諸謝金	600	480	-120	
3 予備費	10,000	0	-10,000	
経常支出計 (B)	361,750	350,947	-10,803	
当期収支差額 (A-B)	-20,762	-15,675	5,087	
III そ の 他 資 金 収 入 の 部				
その他資金収入合計 (C)	0	2	2	
IV そ の 他 資 金 支 出 の 部				
その他資金支出合計 (D)	0	0	0	
当期収支差額 (A-B+C-D) (E)	-20,762	-15,673	5,089	
繰越金当期取崩額 (F)	20,762	15,673	-5,089	
差引当期繰越収支差額 (E+F) (G)	0	0	0	
期首繰越金有高 (H)	43,271	43,271	0	
繰越金当期変動額 (-F) (I)	-20,762	-15,673	5,089	
期末繰越金有高 (H+I) (J)	22,509	27,598	5,089	

平成30年度事業計画案
(平成30年4月1日－平成31年3月31日)

特定非営利活動法人
証券・金融商品あっせん相談センター

1. 苦情相談及び紛争解決業務の実施
金融ADR制度の趣旨にのっとり、金融商品取引業者等とその顧客である利用者との間の紛争等について、相談、苦情処理及び紛争解決業務を実施する。
2. あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組み
あっせん業務研究会で意見交換を行うなど、あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組みを行う。
3. 紛争解決業務の情報提供
金融商品に係るトラブルの未然防止及び金融商品取引業者等のコンプライアンス態勢の充実向上に資する観点から、苦情処理、あっせん状況について適切に情報提供を行う。
4. 他のADR機関、自主規制団体等との緊密な連携
他のADR機関並びに自主規制団体である委託元団体（日本証券業協会、投資信託協会、日本投資顧問業協会、金融先物取引業協会及び第二種金融商品取引業協会）等との緊密な連携を図る。
5. 普及啓発活動の実施
当センターのホームページの活用等により、当センターの意義、役割の周知及び活動内容の理解浸透に努める。
6. 業務の質の向上に向けた継続的な取組み
金融庁の金融トラブル連絡調整協議会及び金融ADR連絡協議会における議論等も踏まえつつ、当センターにおける理事会、運営審議委員会、あっせん委員候補者推薦委員会及びあっせん業務研究会等での審議、意見交換や利用者アンケート調査の活用、検証の実施等を通じ、当センターの業務全般の質の向上に向けて継続的な取組みを行う。

以 上

資料5-2

平成30年度「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」事業会計収支予算案
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで平成30年3月16日
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

科 目		金額 (単位：千円)	
I	経常収入の部		
1	会費収入		
	正会員会費収入	99	
	賛助会員会費収入	3,500	3,599
2	助成金収入		
	資本市場振興財団	95,000	95,000
3	苦情相談・あっせん事業収入		
	諸団体負担金	221,583	
	第2種金融商品取引業者負担金	52,000	
	あっせん利用負担金収入	8,600	
	あっせん申立金収入	1,700	283,883
	経常収入合計 (A)		382,482
II	経常支出の部		
1	事業費		
	相談、苦情解決及びあっせん事業支出	275,780	
	情報提供及び広報事業支出	10,100	285,880
2	管理費		
	役員報酬	28,900	
	事務局運営費	17,000	
	賃借料	42,240	
	諸謝金	600	88,740
3	予備費		10,000
	経常支出合計 (B)		384,620
III	その他資金収入の部		
	その他資金収入合計 (C)		1,221
IV	その他資金支出の部		
	その他資金支出合計 (D)		0
V	当期収支差額 (A-B+C-D) (E)		-917
	期首資金有高		27,598
	次期繰越収支差額		26,681

注1 相談、苦情解決及びあっせん事業支出には、日本証券業協会からの受入出向職員に係る人件費の当センター負担分を含む。

平成30年度では、受入出向職員に係る人件費負担区分について、追加的に18百万円、日本証券業協会から、当センター負担に切り替えることとしている。この結果、受入出向職員に係る平成30年度の日本証券業協会の人件費負担は34百万円 (P)となる見込がある。

注2 あっせん利用負担金収入及びあっせん申立金収入が予算額を上回る場合には、当該上回る額の範囲内で、追加的に必要な経費に充当できるものとする。

平成30年度特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 事業会計収支予算案

平成30年3月16日

科 目	29年度予算	同実績見込	30年度予算	備 考 (単位：千円)
I 経 常 収 入 の 部				
1 会費収入	596	599	3,599	
正会員会費収入	96	99	99	正会員33名 (@3千円)
賛助会員会費収入	500	500	3500	賛助会員5団体 (@700千円×5)
2 助成金収入	95,000	95,000	95,000	
資本市場振興財団	95,000	95,000	95,000	申請額
3 苦情相談・あっせん事業収入	245,392	239,673	283,883	
諸団体負担金	192,192	176,922	221,583	繰越金取崩額減、人件費切替増等を反映 日証協：183,908千円 投信協：1,208千円 顧問業協：12,594千円 金先協：21,240千円 二種業協：2,633千円
第2種金融商品取引業者負担金	42,000	53,000	52,000	直近の納付動向を勘案した見込額
あっせん利用負担金収入	9,500	8,050	8,600	直近の動向等を勘案した見込額
あっせん申立金収入	1,700	1,701	1,700	直近の動向等を勘案した見込額
経常収入計 (A)	340,988	335,272	382,482	
II 経 常 支 出 の 部				
1 事業費	263,850	263,691	285,880	
◎相談、苦情解決及びあっせん事業支出	252,350	252,300	275,780	
人件費等	159,800	154,449	179,820	受入出向職員人件費切替及びシステム要員等
相談員研修費用等	800	759	800	相談員研修費等
事務運営費	37,650	43,768	42,000	システム(独立、あっせん)経費、電話料、コピー機等リース料
あっせん委員報酬・旅費等	42,000	40,773	41,060	あっせん委員報酬、出張旅費、特別顧問報酬等
相談員旅費及び会場費	4,500	4,821	5,000	相談員出張旅費、会場費
あっせん等に係る諸費用	7,600	7,730	7,100	あっせん業務研究会、事例集、切手代等
◎情報提供及び広報事業支出	11,500	11,391	10,100	
広告宣伝費	7,900	7,924	7,900	ホームページ、広告掲載等
情報提供費	3,600	3,467	2,200	機関紙等
2 管理費	87,900	87,256	88,740	
役員報酬	28,900	27,300	28,900	理事報酬
事務局運営費	16,000	17,650	17,000	消費税、光熱費、会議運営費、監査法人コンサル料等
賃借料	42,400	41,826	42,240	東京・大阪事務所の借室料、共益費
諸謝金	600	480	600	公益委員謝金
3 予備費	10,000	0	10,000	
経常支出計 (B)	361,750	350,947	384,620	
当期収支差額 (A-B)	-20,762	-15,675	-2,138	
III そ の 他 資 金 収 入 の 部				
その他資金収入合計 (C)	0	2	1,221	
IV そ の 他 資 金 支 出 の 部				
その他資金支出合計 (D)	0	0	0	
当期収支差額 (A-B+C-D) (E)	-20,762	-15,673	-917	
繰越金当期取崩額 (F)	20,762	15,673	917	繰越金の状況を勘案
差引当期繰越収支差額 (E+F) (G)	0	0	0	
期首繰越金有高 (H)	43,271	43,271	27,598	
繰越金当期変動額 (-F) (I)	-20,762	-15,673	-917	
期末繰越金有高 (H+I) (J)	22,509	27,598	26,681	

注1 相談、苦情解決及びあっせん事業支出には、日本証券業協会からの受入出向職員に係る人件費の当センター負担分を含む。
平成30年度では、平成25年11月に策定された7か年計画を進めるため、受入出向職員に係る人件費負担区分について、追加的に18百万円、日本証券業協会負担から当センター負担に切り替えることとしている。この結果、受入出向職員に係る平成30年度の日本証券業協会の人件費負担は34百万円 (P) となる見込みである。

2 あっせん利用負担金収入及びあっせん申立金収入が予算額を上回る場合には、当該上回る額の範囲内で、追加的に必要なあっせん事業経費に充当できるものとする。

平成30年度予算案 諸団体負担金内訳

平30・3・16

(円)

団体名	基本分担金	実績分担金		分担金合計	(参考) 平成29年度 予算分担金
		分担率	分担金額		
日本証券業協会	1,707,143	85.84%	182,200,428	183,907,571	160,220,086
投資信託協会	890,000	0.15%	318,384	1,208,384	1,615,463
日本投資顧問業協会	3,785,000	4.15%	8,808,618	12,593,618	8,355,180
金融先物取引業協会	715,000	9.67%	20,525,141	21,240,141	18,995,346
第二種金融商品取引業協会	2,230,000	0.19%	403,286	2,633,286	3,005,925
合 計	9,327,143	100.00%	212,255,857	221,583,000	192,192,000

(注1) 基本分担金は、各協会の会員数に応じて分担する部分である。日本証券業協会については、

受入出向職員に係る人件費負担切替7か年計画との関係で、平成26年度から段階的に適用している。

(注2) 実績分担金は、各協会に係る相談、苦情及びあっせん申立ての実績に応じて分担する部分である。

分担率の算定に際しては、相談、苦情及びあっせん申立てについて、1：2：7の割合で勘案することとしている。

平成 30 年度収支予算成立前における通常経費の支出等について（案）

平成 30 年 3 月 16 日

証券・金融商品あっせん相談センター

新年度における収支予算は、定款 51 条において「この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の決議を経なければならない。」とあるが、収支予算成立前における通常経費の支出及び負担金等の徴収について、次のとおり取り扱うこととする。

1. 収支予算成立前における通常経費の支出

定款第 52 条に基づき、新年度収支予算が総会で承認されるまでの間は、理事長の承認を得て通常必要と認められる経費を支出する。

2. 収支予算成立前における負担金等の徴収

上記の通常経費を賄うため、業務の遂行上必要と認められる範囲内で負担金等を徴収することとする。

以 上

（参考）

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター定款（抜粋）

（事業計画及び予算、事業報告及び決算）

第 51 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 52 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。